

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【公表番号】特表2018-526345(P2018-526345A)

【公表日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-035

【出願番号】特願2018-504281(P2018-504281)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/185	(2006.01)
A 6 1 K	31/42	(2006.01)
A 6 1 P	25/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/04	(2006.01)
A 6 1 P	25/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/14	(2006.01)
A 6 1 P	25/16	(2006.01)
A 6 1 P	25/18	(2006.01)
A 6 1 P	25/22	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 P	25/32	(2006.01)
A 6 1 P	25/30	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/185	
A 6 1 K	31/42	
A 6 1 P	25/00	
A 6 1 P	25/00	1 0 1
A 6 1 P	25/04	
A 6 1 P	25/06	
A 6 1 P	25/14	
A 6 1 P	25/16	
A 6 1 P	25/18	
A 6 1 P	25/22	
A 6 1 P	25/28	
A 6 1 P	25/32	
A 6 1 P	25/30	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月5日(2019.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者における医学的病態を治療する組成物であって、前記組成物が治療有効量の(i)アカンプロセートおよびその薬学的に許容可能な塩から選択される第1の治療剤と、ならびに(ii)D-サイクロセリン、D-サイクロセリンの塩、D-サイクロセリンのエス

テル、アルキル化 D - サイクロセリン、または D - サイクロセリンの前駆体から選択される第 2 の治療剤を含む、組成物。

【請求項 2】

前記第 2 の治療剤が D - サイクロセリンである、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 3】

前記第 2 の治療剤が D - サイクロセリンのナトリウム塩、カリウム塩、カルシウム塩、マグネシウム塩、亜鉛塩、およびアンモニウム塩からなる群から選択される D - サイクロセリンの塩である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

前記第 2 の治療剤が、1 ~ 20 の炭素原子を備えたエステル基を有する D - サイクロセリンのエステルであるか、あるいは

前記第 2 の治療剤が、1 ~ 20 の炭素原子を備えたアルキル基を有するアルキル化 D - サイクロセリンである、

請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

前記第 2 の治療剤が D - サイクロセリンの前駆体である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記医薬組成物が少なくとも 1 週間の間患者へ投与される、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 7】

前記医薬組成物が毎日少なくとも 1 回患者へ投与される、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 8】

前記医薬組成物が、経口、静脈内、経粘膜、経肺、経皮、眼、頸腔、舌下、腹腔内、髄腔内、および筋肉内の経路からなる群から選択される経路によって投与されるように適用される、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 9】

前記第 1 の治療剤が 100 ~ 2500 mg のアカンプロセートカルシウムに等価な用量である、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 10】

前記第 2 の治療剤が 105 ~ 500 mg の D - サイクロセリンに等価な用量である、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

前記医学的病態が加齢関連認知機能不全、軽度認知機能不全 (MCI)、認知症、アルツハイマー病 (AD)、AD の前駆状態、外傷後ストレス障害 (PTSD)、統合失調症、双極性障害、筋萎縮性側索硬化症 (ALS)、癌療法関連認知機能不全、精神遅滞、パーキンソン病 (PD)、自閉症、強迫神経性行動、物質中毒、アルコール依存症、耳鳴り、睡眠時無呼吸、パーキンソン病におけるレボドパ誘導性運動障害、ハンチントン舞蹈病、皮質拡延性抑制、片頭痛、不安、遅発性ジスキネジア、痙攣、多発性硬化症、疼痛、過食症、

Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders IV 中で更に参照されるような、自閉症スペクトラム障害、特定不能の広汎性発達障害、特発性自閉症、脆弱 X 症候群、アスペルガー症候群、Rett 症候群、もしくは、小児期崩壊性障害、

グルタミン酸塩 - GABA の不均衡として特徴づけられる神経伝達障害もしくは認知障害、破壊もしくは異常調節された ERK シグナル経路により特徴づけられる障害、または脳発達、学習、記憶もしくは認知力の異常をもたらす RAS 病である、請求項 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の組成物。